

## 国基本指針（案）のポイント

### 1. 国基本指針（案）の構成

#### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念
  - ・「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を明記
- 三 医療計画との整合性の確保（新設）
- 四 地域包括ケアシステムの構築を支える地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実（新設）
- 八 高齢者虐待の防止（新設）
  - 大阪府高齢者計画では言及済。
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
  - ・「介護給付の適正化」から項目名変更
- 十三 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進（新設）

#### 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する『基本的事項』
- 二 市町村介護保険事業計画の『基本的記載事項』
- 三 市町村介護保険事業計画の『任意記載事項』

#### 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

- 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する『基本的事項』
- 二 都道府県介護保険事業支援計画の『基本的記載事項』
- 三 都道府県介護保険事業支援計画の『任意記載事項』

### 2. 内 容（改正点を中心に）

#### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

##### 一 地域包括ケアシステムの基本的理念(p2～)

- 地域共生社会の実現に向けて、障がい者や子ども等への支援を含む「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務に(p3)
- 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みや、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の創出や資源の創出等を図る「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の役割の強調(p3, 6)
- 介護保険制度の理念を「自立支援、介護予防・重度化防止」と明示(p3)
  - このため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化などの取組みの重要性を強調(p4)
- 在宅医療・介護連携体制に「管理栄養士、歯科衛生士、地域包括支援センター職員等」の医療・介護関係職種を追記し、相互連携の重要性と市町村が主体となって人材の育成を図りつつ、地区医師会等と協働した推進の重要性を強調(p5)

### 三 医療計画との整合性の確保(p8)

- 病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による「協議の場」を開催。
- 当該協議の実施に当たっては、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量（医療計画における在宅医療の整備目標）と、介護保険事業（支援）計画とにおいて掲げる介護のサービス見込量が整合的なものとなるよう、必要な協議を行うことの重要性を強調。

### 六 介護に取り組む家族等への支援の充実【新設】(p10, 11)

- 各市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化の重要性を強調。

### 七 認知症施策の推進(p11)

- 認知症の人の意思が尊重され、できるかぎり住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、「認知症への理解を深めるための普及・啓発」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」、「若年性認知症施策の強化」、「認知症の人の介護者への支援」、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり」など、新オレンジプランに沿った認知症施策を進めることの重要性を強調。

### 八 高齢者虐待の防止等【新設】(p12)

- 高齢者虐待については、「広報・普及啓発」、「ネットワーク構築」、「行政機関連携」、「相談・支援」など、体制整備が重要である。特に、養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障がい・疾病」、養介護施設従事者等による主な発生要因については、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、養護者による虐待については、相談機能の強化・支援体制の充実など地域の実情に応じた取組みを行うことや、養介護施設従事者等による虐待については、研修やストレス対策を適切に行うことの重要性を強調。

### 十 効果的・効率的な介護給付の推進(p14)

- 団塊の世代が75歳以上になる2025年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2042年を見据えつつ、介護予防、要介護状態の軽減・悪化の防止等に取り組むことなどを通じて、制度の持続可能性を確保していく必要性を強調。市町村は、実施する介護給付の適正化の具体的な取組みの内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、国保連の適正化システム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進に取り組む必要性を強調。

### 十三 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進(p16)

- 今般の介護保険法改正により、市町村・都道府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を計画に

記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされた。併せて、当該結果は、市町村は都道府県に、都道府県は厚生労働省に報告することとされた。厚生労働省は、PDCAサイクルを通じて、より効果的な市町村及び都道府県に対する支援策等を検討し、所要の措置を講じることとされている。

Cf. 「保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について」、「改正介護保険法に盛り込まれた交付金の在り方を検討し、早期に具体化を図るなど、自立支援・重度化防止に向けた取組みを促進する。あわせて、調整交付金の活用についても検討する。」（「骨太の方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」P. 34）

## **第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項**

### **一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項**

#### **1 達成しようとする目的、地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等(p16, 17)**

○ 大都市やその周辺都市等、地域によって高齢化の状況やそれに伴う介護需要が異なってくることが想定されるため、各市町村の実情に応じた目指すべき方向性を明確にしていくことが重要。

⇒ Cf. 大阪府の要介護認定率のピークは 2035 年、介護需要のピークは 2040 年。

○ 具体的には、保険者である市町村においては、①～④の取組を繰り返し行い、保険者機能を強化していく。また、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について『公表』し、周知していくことが重要。

① 地域の実態把握・課題分析の実施

② ①を踏まえ、地域における共通の目標を作成し、その達成に向けた具体的な計画を作成。

③ ②の計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供を含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進

④ ③の実績を評価して、計画について必要な見直しを行う。

#### **2 要介護者等地域の実態の把握(p18～20)**

○ 介護保険事業計画作成委員会等の場において、地域ケア会議や生活支援コーディネーター及び協議体の活動により把握された地域課題や、「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」等の結果に基づき、幅広い地域の関係者において十分な議論を行い、地域の関係者の共通理解を形成しながら、計画を作成するよう努めることが重要。

#### **4 平成 37 年度（2025 年度）の推計及び第 7 期の目標(p24, 25)**

(一)平成 37 年度（2025 年度）の介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険料の水準等に関する中長期的な推計をし、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った介護保険事業計画の策定が重要

## (二) 第7期の目標

- ・ 第7期の具体的な施策により目指す目標の設定

## 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表(p25, 26)

### 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

#### 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(p32)

##### 【考慮すべき事項】

- ・ 「第一の三」を踏まえた追加的なサービス需要の受け皿の検討
- ・ 昨年度の専門部会における調査において、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において、要介護3以上の方が多く入居している実態がみられたこと、要介護3以上では特別養護老人ホームよりも介護費を要していたこと等が確認された。こうした点を踏まえ、必要な対応を検討するにあたって、①必要な特別養護老人ホームの整備、②特定施設の指定、③定期巡回・随時対応型サービス・小規模多機能型居宅介護などの充実による在宅介護の限界点を高めていく取組、④適切なケアプランチェック等を行いつつ、民間活力を活用し、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を整備など、様々な対応方策が考えられる。
- 今後、単身独居の中重度の要介護者の増加を念頭に、高齢者（とその家族）の希望・ニーズを的確にとらえつつ、各自治体において、地域の実情に応じ、上記の取組を適切に組み合わせながら、住まいニーズへの対応を考えていく必要がある。

#### 3 各年度における地域支援事業の量の見込み(P34, 35)

##### (一) 総合事業の量の見込み

- 事業実績に加え、従前相当のサービスと多様なサービスのそれぞれについて、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえた必要な量を見込む必要があること

##### (二) 包括的支援事業の事業量の見込み

- それぞれの事業ごとに事業内容や事業量の見込みを定めるとともに、その算定の考え方を示すことが重要。また、地域包括支援センターの必要な職員体制と密接に関わることに留意すること。

#### 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定【新設】(p35, 36)

- 地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容や目標、目標の達成状況の評価の実施と結果の公表

○ 今回の「計画」に当たって、目標の記載を検討する必要があるのは、以下の事項。

- ・ どのような項目で目標を設定していくか？
- ・ 必須項目のみならず、努力義務の項目にはどのように対応するか？
- ・ 目標の設定方法（数値化？定性的？）や、その水準の設定をどう考えるか？

などといった点について、調整交付金の議論との関連性も踏まえながら、検討していくことが重要。

**【介護予防・重度化防止】（基本的記載事項⇒要は義務）**

○「取組項目及び目標設定」がともに必須。また、目標設定に当たってはできる限り客観的な「数値目標」とするよう努力義務。

- ① 研修、説明会、勉強会等の実施といった地域住民、事業者等との考え方の共有に関する取り組み
- ② 高齢者自身が担い手として活動する場を含む、「住民主体の通いの場」等の創出や、担い手の養成
- ③ 多職種が連携した地域ケア会議の定期的開催
- ④ 生活支援コーディネーターや協議体の活動 等

**【介護給付適正化】（基本的記載事項⇒要は義務）**

○実施する『具体的な適正化事業の内容及び実施方法』と『目標』を定めることが必須。必須の取組内容として、主要五事業（認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）は確定。

⇒ 第4期適正化計画との連動性（一体のものとしても別のものとしても定めてもよい。）

**三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項**

**1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項**

**（一）在宅医療・介護連携の推進(p38)**

- 医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画に基づく医療機能の分化と並行して、市町村が主体となって、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制充実が重要。
- 市町村は、地域住民に対して、医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供及び分かりやすく丁寧な説明に努めていくことが重要。

**（二）認知症施策の推進(p39)**

- 新オレンジプランに基づき、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供が図られるよう、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、認知症初期集中支援チームの運営等の推進や認知症地域支援推進員の活動の推進、権利擁護の取組みの推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成・活用その他認知症の人とその家族支援の取組み等各年度における具体的な計画を定めることが重要。

**（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進(p40)**

- 高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者生きがいや介護予防に繋がるという観点から、高齢者等の地域住民の力を活用するとともに、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体により、地域における課題や資源を把握し、ネットワークの構築やコーディネート機能の充実を図っていくことが重要。

#### (四) 地域ケア会議の推進(p41)

- 「個別課題の解決」をはじめ5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要。
- 地域ケア会議の運営に当たっては、地域包括支援センターと役割分担するとともに、市町村は地域課題を受け付ける窓口を明確にし、検討につなげていく体制整備や医療・介護関係者の連携推進により、地域ケア会議が円滑に実施することができる環境の整備が重要。

#### (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 (p41)

- 公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて都道府県と連携を図りながら定めることが重要。
- 居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生活支援体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要。(Cf. 「住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」（平成 29 年 4 月 26 日公布 半年以内施行）

### 2 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策

#### (五) 人材の確保及び資質の向上（新設）(p44)

- 2025 年を見据えて、第7期に必要な介護人材の数等を推計することが重要。市町村においても、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、労働負担の軽減を柱とする総合的な取組みを推進することが重要。
- 国や都道府県と連携し、地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要。
- 生活支援等に担い手については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を中心となり、高齢者の社会参加等を進め、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要。

### 3 地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

#### (一) 地域支援事業に要する費用の額

- 総合事業のサービス単価については、サービス事業者をはじめとした関係機関と十分な協議を重ねる等により、地域において必要とされるサービスが確実に確保されるよう考慮すること等が重要。

#### (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量確保のための方策(p45)

- 総合事業の多様なサービスの見込み量の確保については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を通じて把握された地域のニーズや資源を踏まえて、具体的に定めることが重要。

#### (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価(p45, 46)

- 地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進に関して効果的な取組みを進めるため、地域支援事業の評価を行い、評価に基づく事業方針や目

標を定めることが重要である。

・ **地域支援事業の評価、目標の設定【任意記載事項】**

市町村は、各年度において、

- ・ 総合事業の実施による要介護状態等への移行の状況
- ・ 予防給付及び総合事業による要介護<sup>2</sup>以上への移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが重要。

**(四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 (p46)**

- 総合事業の実施状況について、定期的に調査、分析及び評価をすることが重要。

**4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項**

**(三)地域包括支援センターの適切な運営及び『評価』(p47, 48)**

- 地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めることが重要。
- PDCAサイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、市町村及び地域包括支援センターは、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うこと。
- 介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえた相談支援の強化について、具体的な取組を定めることが重要。

【地域包括支援センターの目標設定は「任意記載事項」ではあるが、下記理由により目標設定は義務と理解しておいた方がよいのではないか。】

- ・ 市町村・地域包括支援センター等による運営に対する定期的な点検、適切な評価を行うこと（「評価を行うことが重要」から「評価を行うこと」へと変更。）
- ・ さらに、今般の介護保険法改正においても、以下の通り定められている点について留意が必要。（基本的記載事項と同等と理解すべき。）

（参考）改正後の介護保険法第 115 条の 46 第 4 項、第 9 項  
（地域包括支援センター）

第 115 条の 46

- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこととその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を「図らなければならない」。（「努めなければならない」（努力義務）から義務化へ）
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、「評価を行う」とともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を「講じなければならない」。（「点検を行うよう努める」、「講ずるよう努めなければならない」から義務化へ）

**7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(p49)**

- 指定介護療養型医療施設については、『介護医療院』等への転換を推進しつつ、転換期限を『平成 35 年度末』まで延長。

### 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

#### 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

##### 1 達成しようとする目的、地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等(p50)

- 都道府県は、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、効率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制度の持続可能性を確保していくため、介護保険事業支援計画の策定に当たって、市町村の介護保険事業の実態を他の都道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策を計画に示し、関係者と共有することが重要。
- 施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者への周知が重要。

##### 2 要介護者等地域の実態把握(p52)

- 市町村介護保険事業計画の作成に必要なようなデータを整備し、積極的に提供するなど適切な支援を行うことが重要

##### 4 市町村への支援(p53)

- 市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、介護保険事業の実施に関して一義的な責任を負い、都道府県は、市町村の方針を尊重し、市町村事業が適正・円滑に実施されるよう、市町村への支援が求められる。
- 地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的な考え方の提示、市町村介護保険事業計画の作成に必要な助言をするとともに、市町村と意見を交換するための協議の場を設ける等、より緊密な連携を図っていくことが重要。
- 地域包括支援センターの適切な運営の支援については、職能団体等と連携した広域調整の実施や、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修の実施、様々な取組事例の発信等の取組について定めることが重要。

##### 5 平成 37 年度（2025 年度）の推計及び第 7 期の目標(p55, 56)

- 具体的な施策により目指す目標を定め、関係部局と連携して市町村を支援していくための体制を整備し、目標達成に向けた取組を推進していくことが重要。  
「第一の三」を踏まえ、地域医療構想を含む医療計画との整合性を図る観点からも連携を図ることが重要。

##### 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表(p56, 57)

#### 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

##### 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(p63～65)

- 市町村が推計した見込み等を基に、施設種別ごとの必要利用定員総数、及び介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重要。

### **3 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定【新設】(p65)**

- 各市町村における地域の実情に応じた具体的な取組みの推進と、都道府県による市町村の取組みへの支援

○目標の記載を検討する必要があるのは、以下の事項。

- ・どのような項目で目標を設定していくか？
- ・必須項目のみならず、努力義務の項目にはどのように対応するか？
- ・目標の設定方法（数値化？定性的？）や、その水準の設定をどう考えるか？

#### **【介護予防・重度化防止】（基本的記載事項⇒要は義務）**

○「取組項目及び目標設定」がともに必須。また、目標設定に当たってはできる限り客観的な「数値目標」とするよう努力義務。

- ① 都道府県内外の先進事例の収集と情報提供
- ② 地域包括ケア「見える化」システムを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援
- ③ 市町村職員等に対する研修の実施、
- ④ 地域ケア会議へのリハビリテーション専門職種等の派遣等に関する都道府県下の関係職能団体との調整 等

#### **【介護給付適正化】（基本的記載事項⇒要は義務）**

○ 市町村の取組支援に関する目標の策定に当たり、市町村と支援内容等の意見交換を行うとともに、市町村介護保険事業計画における目標を十分に踏まえた内容とすることが重要。

- ① 主要五事業（認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修実態調査、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）の各年度における達成状況の点検と対策
- ② 国保連と連携した市町村への支援 等  
⇒ 第4期適正化計画との連動性（一体のものとしても別のものとして定めてもよい。）

### **三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項**

#### **1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項**

##### **（一）在宅医療・介護連携の推進(p68)**

- 在宅医療・介護連携に関する都道府県医師会等との連携や保健所の活用を含めた以下のような市町村への具体的な支援策を定めることが重要。
  - ・ 在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供、
  - ・ 医療と介護の連携に関する実態把握及び分析、
  - ・ 在宅医療・介護の関係者からなる会議の設置、
  - ・ 都道府県として実施する在宅医療・介護連携の推進のための人材育成等の研修会の開催、

- ・ 医療・介護関係団体との連携及び調整
- ・ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備への支援、
- ・ 入退院時における医療機関職員と介護支援専門職員の連携等広域的な医療機関と地域の介護関係者との連携及び調整
- ・ 小規模市町村が複数の市町村で共同事業を行う際の支援 等

## (二) 認知症施策の推進(p68, 69)

- 新オレンジプランに基づき、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供による循環型の仕組みが構築されるよう、医療・介護関係者の対応力向上や、指導助言する者の育成のための取組みの推進が重要。
  - ・ 早期診断・早期対応を行う認知症疾患医療センター等の医療機関や連携体制の整備
  - ・ かかりつけ医の認知症対応力向上のための研修の実施、認知症サポート医の養成と活用等
  - ・ 若年性認知症施策の実施
  - ・ 成年後見制度利用促進法等に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備
  - ・ 認知症の人とその家族への支援（認知症サポーターの養成・活用等） 等

## (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進(p69, 70)

- コーディネート機能の充実等、日常生活支援の充実に関する市町村への支援が重要。
  - ・ 生活支援コーディネーター等の養成
  - ・ 市町村、NPO、ボランティア、民間事業者等を対象とした普及啓発
  - ・ 生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化
  - ・ 好事例の発信 等

## (四) 地域ケア会議の推進(p70)

- 市町村への支援策を定めることが重要
  - ・ 市町村職員への研修の実施
  - ・ 関係職能団体との調整
  - ・ 構成員となる専門職に対する地域ケア会議の趣旨等に関する説明会の実施
  - ・ 好事例の発信

## (五) 介護予防の推進(p70)

- 介護部門と衛生部門が連携しながらの市町村への支援策を定めることが重要
  - ・ 市町村の介護予防の取組みの評価
  - ・ 管内市町村の取組みに係る情報収集・提供
  - ・ 人材育成への支援 等

## (六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 (p70, 71)

- 持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて市町村と連携を図りながら定めることが重要。
- 居住支援協議会等の場を活用することにより、適切な入居支援と入居後の生

活支援の体制を整備しつつ、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要。

### 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 (p72, 73)

- 介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の多様な人材を確保するよう努める。
- 特に、介護人材の量的確保については、介護人材の需給の状況を踏まえ、新規参入の促進、潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着の促進等のための方策を、以下の点に留意し定めることが重要。

- ① 具体的な目標（可能な限り定量的な目標値、時期）の設定
- ② 関係団体や関係機関等と連携した重点事項の明確化
- ③ PDCAサイクルの確立
- ④ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進に関する事項

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）について、介護離職の防止の実現、資質向上等を目指した研修の実施・受講体制の整備
- 各市町村におけるリーダーや在宅医療・介護連携の推進における医療・介護分野に精通し、各分野の連携を推進するコーディネーターとなる人材育成 等

### 5 介護サービス情報の公表に関する事項(p74)

- 高齢者本人や家族がサービス情報を認知していることの重要性から、市町村を通じてパンフレットを配布する等、地域住民等に対して幅広く継続的に普及・啓発に取り組むことが重要。